

**アラブ首長国連邦(UAE) 新会社法案(原案)を  
政府が承認**

**2012年3月**

**独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)**

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所Clyde & Co LLPに作成委託し、2012年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんことを予めお断りします。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：  
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

〒107-6006

東京都港区赤坂 1-12-32

Tel:03-3582-5017

**JETRO**

本報告書作成委託先：  
Clyde & Co LLP Middle East Regional Office  
PO Box 7001, Rolex Tower  
Sheikh Zayed Road, Dubai,  
United Arab Emirates  
Tel: +971 4 384 4000  
Fax: +971 4 384 4004  
Email: [mero@clydeco.ae](mailto:mero@clydeco.ae)

كلايد و كو  
CLYDE & CO

## アラブ首長国連邦(UAE) 新会社法案 (原案) を政府が承認

アラブ首長国連邦 (UAE) 政府は、新会社法原案 (法案) を承認した。国務補佐省からの情報によると、新会社法は、2012年2月あるいは3月に UAE 政府官報で公表されることが予定されている。ただし、これは確定したことはない。この法案が法制化されるには、さらに数カ月を要する可能性もあるが、この法案承認の発表は、法案が法制化に至るまでの経緯において、大きな第一歩と言えるであろう。

### 法案の主な特徴

この法案の主な特徴として、その英訳に基づき、以下のことがあげられる：

- 1.1 株主が75人以上の公的株式会社および民間株式会社に対する企業統治規則の制定；
- 1.2 有限責任会社 (LLC) に対する最低資本条件の撤廃。ただし、この条件は、事実上、2009年連邦法第1番により既に解除されている；
- 1.3 民間株式会社およびLLCの設立は、現行の会社法では、最低2人の株主が必要とされているが、新案では、株主が1人でも設立が可能となる；
- 1.4 企業が、現在49%の制限が設けられている外国株主を有する特定の活動を行うことを許可するさらなる法律を制定する権限が、内閣に与えられる。これは、外国株主に対する現在の制約が大幅に緩和されることを意味する；
- 1.5 LLCの株主は、持ち株を第三者に質入れすることが可能となる；
- 1.6 国際会計基準に従った会計簿の作成が必須となる；
- 1.7 公的株式会社の創立者は、会社資本の30%以上70%未満の株を有することが許される。現行の法律では、公的株式会社の創立者は、会社資本の20%以上45%未満の株に限り、所有可能とされている。この改正は、同族会社に関し、事実上、2007年連邦法第10番により、既に施行されている。

### 解説

現在最大49%とされている外国株主の制限が解除されることにより、大きな発展が期待される産業もあるであろう。さらに、UAEへの海外からの投資が促進される効果も期待される。また、UAE現地のビジネスパートナーが株式の大部分を所有することに懸念を抱いていた海外投資家らは、この改正を大いに歓

迎することであろう。金融業者は、LLCの株主が、質入れによりLLC株式を担保に入れることができれば、それら株主への増資を快く引き受けるものと思われる。また、公的株式会社の創立者が有することができる株式の上限が引き上げられることにより、株式の70%を保有することができるという安心感に後押しされ、家族経営ビジネスや、非公開会社の所有者の株式上場が促進されることにも繋がるであろう。（ただし、上述のとおり、この改正は、同族会社に関し、2007年に既に施行されている。）

本記事にあげた改正事項のすべて、あるいは、その幾つかが、最終的な新会社法に含まれると確信できるわけではない。しかし、会社法におけるこれら根本的な改正が、積極的に進められているという事実には、大いに期待が寄せられる。この法案が法制化されれば、中東でのビジネスチャンスを狙う企業が、最適な進出先として選ぶ UAE の位置は揺るぎないものとなるであろう。

（報告書作成執筆者連絡先： Takamasa Makita, Senior Associate  
Dubai, UAE  
[mero@clydeco.ae](mailto:mero@clydeco.ae) ）